京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例第１８号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

本市が徴収する道路の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

１　占用料の額の改定

占用物件			単位	占用料			
				改正前		改正後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	円 4,600	円 450	円 4,800	円 440
	電話柱及びその支柱類			2,600	260	2,800	260
	その他の柱類			260	26	280	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	26	3	28	3
		地下電線その他地下に設けるもの		16	2	17	2
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,600	260	2,700	250
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	5,300	530	5,600	510
	郵便差出箱及び信書便差出箱			2,200	220	2,300	210
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	24,000	2,100	28,000	2,100
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	11	120	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	16	170	15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240	24	250	23
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320	32	330	31
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		480	47	500	46

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		640	60	670	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	110	1,200	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	160	1,700	150
		外径が1メートル以上のもの		2,500	250	2,700	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16	2	17	2
			その他のもの		50	5	60	5
		標示柱その他の柱類		1本につき1年	4,200	420	4,400	410
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	260	2,800	260
			地下に設けるもの		1,600	160	1,700	150
	その他のもの				5,300	530	5,600	510
アーケード				占用面積1平方メートルにつき1年	490	50	510	50
日よけ類					2,400	260	2,500	250
上空又は地下に設ける通路				占用面積1平方メートルにつき1年	12,000	1,100	14,000	1,000
浄化槽その他これに類する施設					5,300	530	5,600	510
露店、商品置場その他これらに類する施設				占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
看板（アーチであるものを除く。）				表示面積1平方メートルにつき1年	9,300	1,200	9,800	1,200
標識				1本につき1年	4,200	420	4,400	410
旗ざお				1本につき1月	2,400	210	2,800	210
幕（工事用施設であるものを除く。）				その面積1平方メートルにつき1月	2,400	210	2,800	210

アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	24,000	2,100	28,000	2,100
	その他のもの		12,000	1,100	14,000	1,000
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの	1本につき1月	4,200	380	4,900	370
	外径が1.5メートル以上のもの		7,500	670	8,700	650
添加広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	24,000	2,100	28,000	2,100
太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	2,400	210	2,800	210
仮設建築物及び一時収容施設		占用面積1平方メートルにつき1月	530	50	560	50

この条例は令和９年４月１日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１８　号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第３２条第１項第１号に掲げる工作物の項中

「

円	円
4,600	450
2,600	260
260	26
26	3
16	2
2,600	260
1,600	160
5,300	530
2,200	220
24,000	2,100
5,300	530

」

を

「

円	円
4,800	440
2,800	260
280	26
28	3
17	2
2,700	250
1,700	150

に改め、同表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項中

5,600	510
2,300	210
28,000	2,100
5,600	510

」

「

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

」を「

120	11
170	15
250	23
330	31
500	46
670	60
1,200	110
1,700	150
2,700	250
1,700	150

」に改め、同表法第３２条第１項第３号に掲げる施設の項中「

16	2
50	5
4,200	420
2,600	260
1,600	160
5,300	530

」を

「

17	2
60	5
4,400	410
2,800	260
1,700	150
5,600	510

」に改め、同表法第３２条第１項第４号に掲げる施設の項中「４９０」を「５１０」に、「2，４００」を「2，５００」に、「２６０」を「２５０」に改め、同表法第３２条第１項第５号に掲げる施設の項中「１２，０００」を「１４，０００」に、「1，１００」を「1，０００」に、「5，３００」を「5，６００」に、「５３０」を「５１０」に改め、同表法第３２条第１項第６号に掲げる施設の項中「5，３００」を「5，６００」に、「５３０」を「５１０」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件の項中

「

9,300	1,200
4,200	420
2,400	210
2,400	210
24,000	2,100
12,000	1,100
4,200	380
7,500	670
24,000	2,100

」を

「

9,800	1,200
4,400	410
2,800	210
2,800	210
28,000	2,100
14,000	1,000
4,900	370
8,700	650
28,000	2,100

」に改め、同表令第７条第２号に掲げる工作物の項中「５，３００」を「５，６００」に、「５３０」を「５１０」に改め、同表令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料の項中「２，４００」を「２，８００」に改め、同表令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設の項中「５３０」を「５６０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む１年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（令和９年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額）

３　市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第３２条第１項若しくは第３項（同法第９１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第３５条（同法第９１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得ている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和９年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮

定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

（建設局土木管理部道路河川管理課）